

問い合わせ先  
 県土マネジメント部建設業・契約管理課  
 公共工事契約管理係  
 0742-27-7425

### 令和3年度 第3回 奈良県入札監視委員会議事概要

開催日及び場所	令和4年3月2日(水) 奈良県庁分庁舎第51会議室及びWebex	
委員	委員長 仁木 恒夫 熊谷 礼子 福井 英之 藤平 眞紀子 槇村 久子	
審議対象期間	令和3年8月1日～令和3年11月30日	
抽出案件	6 件	(備考) ○審議対象期間中の総契約件数、入札参加停止措置状況等について説明
一般競争入札	5 件	
指名競争入札	0 件	
随意契約	1 件	
委員からの意見・質問、それらに対する回答等	意見・質問	回答
	次 頁 以 降 参 照	
委員会による意見具申又は勧告の内容	<p>○抽出案件については、不正を疑わせる内容は確認できず、概ね妥当であると考えます。</p> <p>○今後とも談合防止などについて様々な制度を模索し入札制度の不断の改革に努めることとし、更なる競争性・透明性・公平性を確保し、技術評価を絡めるなどの方法により、県内優良業者の育成や不良不適格業者の排除を促進するとともに、価格と品質で総合的に優れた調達が確保されるよう、引き続き検討・見直しを進めていただきたい。</p> <p>○今後も県民の信頼に耐えうる入札制度の更なる改善に努めていただきたい。</p>	

質 問	回 答
<p><b>案件1(一般国道165号他 出雲歩道橋他 橋梁補修工事(道路メンテナンス事業(国道大型構造物補修)他))</b></p>	<p><b>橋梁補修工事(道路メンテナンス事業(国道大型構造物補修)他)</b></p>
<p>○2か所の歩道橋の鋼橋(上部工)発注と のことであるが、まとめて発注した意図は 何か。</p>	<p>●本体工事の積算は各々で行うが、諸経費について は2か所分をまとめるので、別々に発注するよりも経 費の削減を図ることが可能なため。 ただ、2か所の歩道橋が地理的に離れている関係上、 節減できる経費は限定的とも言える。</p>
<p>○地理的に離れているなら、受注機会を 増やす意味でも、個別に発注するのもひ とつの手ではないか。</p>	<p>●工事場所点在による経費増もあるが、発注金額が 高額なため、まとめることによるスケールメリットの方 が大きいと言える。</p>
<p>○まとめて発注することで逆に辞退され る業者もおられるのではないか。</p>	<p>●これまでの経験上、発注金額が高額である方が応 札者が多い傾向があるため、まとめて発注している が、今後は地理的要件も考慮した発注計画を立てた い。</p>
<p>○技術提案書を提出後に3者が他の工 事を受注したため辞退したとのことである が、具体的な工事名等把握しているか。</p>	<p>●具体的には確認していないが、同時期に県内で同 種の工事が何件か発注されており、たまたま別工事 の受注のタイミングが早かった模様。</p>
<p>○もし発注のタイミングを調整できるなら ば、発注時期が重複しないよう調整して 発注すべきではないか。</p>	<p>●事務所間での調整は困難であるが、本庁の事業課 と相談しつつ調整できるよう検討したい。</p>
<p><b>案件2(一般国道169号 (仮称)大滝歩道橋 橋梁下部工事(防災・安全交付金事業(道路環境整備)))</b></p>	<p><b>橋梁下部工事(防災・安全交付金事業(道路環境整備))</b></p>
<p>○入札参加者の所在地条件など、どのよ うに決めているのか。</p>	<p>●県で定めている発注基準に則して発注している。</p>
<p>○参加条件に合致する業者数と、実際の 応札者数に乖離が見られるが、積算に見 合う工事であったと言えるのか。</p>	<p>●当該工事に含まれる杭打ちについては専門の業者 へ下請けに出す必要があるため、受注業者の利益が 少なくなることから、入札参加を見合わせたと考えられ る。</p>
<p>○工事の流れとしては、今回、橋梁下部 工事を行い、上に歩道橋を架ける、という 順番で良いか。下部と上部をまとめて発 注した方が効率的ではないか。</p>	<p>●今回は片側の下部工事、来年度に反対側の下部工 事を行い、再来年度に上部工の発注を予定している。 業種も下部工と上部工では異なるため、まとめた発 注は難しい。</p>
<p>○さらに下請けに出すとの話もあったの で、うまく連携を取りつつスムーズな工事 を進めていただきたい。</p>	
<p>○この工事は「防災・安全交付金事業」と のことであるが、県の持ち出しはどの程 度か。</p>	<p>●県側の持ち出しは42.8%である。</p>

質 問	回 答
○2者入札のうち1者は予定価格超過により失格とのことであるが、(予定価格を事前公表している中で)なぜそのようなことが起きたのか。	●理由は確認していないが、技術提案まで行っているので、落札意欲が無かったとは考えにくい。
○失格によるペナルティはあるか。	●ない。
○同種工事の発注が7月に12件、8月に5件あったとのことであるが、4, 5月にはあまり発注は無いのか。	●今年度の本事務所について言えば、同種工事では4, 5月の発注は無いが、債務負担行為を活用して早期に発注するよう努めている。
○予算のことなどいろいろあるかと思われるが、もう少し発注時期を平準化した方が良いのではないか。	●その点については、県としても問題意識を持っているところ。また現状の発注状況については今後の入札監視委員会の場で報告することとする。
<b>案件3(一般県道大台大迫線他 立岩橋・新西河橋補修工事(道路メンテナンス事業(地方道橋りょう補修)他))</b>	
○入札に参加した2者が同額入札で、うち1者が落札決定を受けているわけであるが、総合評価による評価値により決定したということか。	●お見込み通り。今回の総合評価においては、床版部分のヒビ割れを防止するための対策についての提案をいただいたが、落札者の方が技術的に優れた提案を行っていただいたということ。
○工事が2か所に分かれているが、まとめて発注した方が経費削減になるのか。	●この業種(鋼橋(上部工))については、ある程度の金額にしないと応札いただけない傾向があり、まとめての発注としている。今回は同じ村内で同時期に発注する工事があったため併せて発注した。

質 問	回 答
<b>案件4(雨量観測システム改修工事(防災・安全交付金事業(土砂災害・防災情報システム整備事業)))</b>	
○昨今の頻繁な豪雨災害を受けて、非常に重要なシステムであり、なるべく早く進めないといけないのではないかと。	●委員ご指摘の通り、従来はアナログ回線を使ったシステムとなっており、災害等で断線すると観測の不具合が生じていたため、早急な整備が必要である。システム改修することで、雨量観測局からデジタル回線で県庁へダイレクトに届くことになり、精度向上に資すると考えている。令和3年度12局、令和4年度は20局を改修し、県内32局のネットワークの完成を目指している。
○来年度の整備についても、仕様上、同一業者しか対応できないということはないのか。	●当該システムは汎用性のある仕様になっているため、今年度と異なる業者でも対応可能な仕様であり広く参加者を募りたい。
<b>案件5(御所浄水場2系No.2脱水機・補機更新工事)</b>	
○高い技術力が必要である旨理解するが、入札参加可能業者数105者とあるのは、実際に参加可能な業者数とずれるのではないかと、そのずれを説明してほしい。	●入札参加条件に該当する業者は105者いるが、中には配管工事を主とする業者や電気設備工事を主とする業者など本工事の入札に施工の面で参加できない業者が存在している。他の案件で業者あて意向調査を実施したことがあるが、それからすると、本工事の施工が可能な者は21者くらいではないかと想定される。
○機械の更新工事とのことだが、当初、この設備を設置した業者が経験値も高く、落札しやすいのではと思われる。今回の落札者は設備を設置した業者と同一か。	●元施工の業者とは別の業者である。
<b>案件6(一般国道168号 阪本工区 工事用道路整備工事(地域連携道路事業(都づくり)))</b>	
○一般国道168号は重要な幹線道路であり、昨今整備が随分進んでいるが、未だ危険な場所も見受けられる。国と県が一体になって整備を進めているとのことであるが、当該「地域連携道路事業」については、国と県の負担割合はどの程度か。	●本工事は国から補助を受けている県発注の工事であり、負担割合は(国55%:県45%)である。
○この工事は、トンネル掘削工事より排出される掘削土を運搬するためのルートを変更したことに伴う随意契約とのことであるが、そもそも掘削土の処分についての費用は当初のトンネル工事の中で計上されていたのではないかと。	●お見込み通り。当該トンネル工事の発注時に見込んでいた搬出経路とは変更になっており、経路を見直した結果、搬出経路が短縮され、掘削土処分に係る経費は節減されている。当初のトンネル工事に計上していた当該経費については、減額の変更契約の手続き中である。
○当初のトンネル工事を発注するまでのタイミングで運搬経路についても取り決めておくべきではなかったのか。	●トンネル工事の発注前より継続的に地元調整を続けてきたが関係市との調整が整わなかった。